

令和５年度モデル少年団育成事業補助金交付要項

- 1 補助事業名
令和５年度モデル少年団育成事業
- 2 期 間
事業の承認を受けた日から令和６年２月２５日（日）
- 3 対象市町村
令和５年度スポーツ少年団登録市町村のうち最大５市町村を対象とする。
なお、５市町村を上回る申請があった場合には、県本部にて内容を精査のうえ実施市町村を決定する。
- 4 補助対象経費
補助金の対象経費は諸謝金・使用料及び賃借料・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・保険料・手数料とする。
- 5 補助金額
補助金額は１市町村８万円を上限とする。
- 6 補助金の交付
補助金交付申請書（様式－１）の提出後、県本部にて内容を精査のうえ実施市町村を決定する。なお、必要があると認められるときは補助金の概算払いすることができる。
なお、補助金額は事業実施報告書を精査し確定するものとする。
事業実施内容に問題がある場合は、補助金額を減額、一部または全額の返還を命ずることがある。
- 7 補助事業の経理処理
補助事業実施に伴う各経費の領収書等証拠書類は、費目毎に取りまとめ、報告書提出時に県本部に提出するものとする。
- 8 事業実施報告
補助事業が完了した日から３０日以内に事業実施報告書（様式－２）を県本部に提出する。
- 9 補助金の確定
補助金額は補助対象経費総額と概算払いを行っている補助金のいずれか低い額とする。
- 10 決算書の作成
決算書の支出の部については、費目毎に内訳を詳細に記入のこと。